

第45期 報 告 書

2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社

株主のみなさまへ

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期事業年度が2021年3月31日をもって終了いたしましたので、ここに当連結会計年度の事業の概況、ならびに決算に関する諸計算についてご報告申し上げます。

今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

代表取締役社長 佐藤良久

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が発出され、社会・経済活動が大幅に停滞・減速いたしました。宣言解除後は徐々に経済活動も動き始めたものの、2020年11月後半から再び新規感染者数が増加するなど感染拡大が深刻化し、2021年1月には2度目の緊急事態宣言も発出され、先行き不透明な状況で推移いたしました。

また、当社グループの主要マーケットである中国を中心としたアジア市場においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響は限定されており、経済活動は回復基調にあるものの、米中の通商問題が長期化するなど海外経済の不確実性の影響から設備投資需要が抑制され、厳しい経営環境で推移するなかで、当社グループはコスト削減に努めました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、前期と比べ59億16百万円(42.3%)減収の80億79百万円となり、営業利益は1億60百万円(41.6%)増の5億45百万円、経常利益は2億61百万円(70.8%)増の6億30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1億83百万円(31.9%)減の3億91百万円となりました。

なお、前連結会計年度に、連結子会社でありました株式会社日本技術センターの全株式を譲渡し連結の範囲から除外したことに伴い、当連結会計年度より「人材サービス事業」セグメントを報告セグメントから除外しております。

セグメント別の業績は、次のとおりとなります。各金額については、セグメント間の内部取引を含んだ金額を記載しております。

① ランプ事業

ランプ事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により一般照明用ランプの営業活動や生産活動が制限され、受注の減少や納入時期の遅れが生じたものの、後半は緩やかな回復基調となり、主力製品である露光装置用光源ユニット用ランプを含む産業用ランプの出荷は引き続き順調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は前期比6.1%減の29億98百万円、セグメント利益は2億59百万円（前期はセグメント損失56百万円）となりました。

② 製造装置事業

製造装置事業につきましては、主要マーケットである中国を中心としたアジア市場の設備投資需要は緩やかに戻りつつありますが、依然として新型コロナウイルス感染拡大による海外の営業活動をはじめ立上作業にも著しく制限を受け、配向膜製造装置等の出荷・検収のスケジュールに遅れが生じるなど、非常に厳しい経営環境で推移しました。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は前期比23.8%減の50億93百万円、セグメント利益は前期比15.9%減の6億78百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1億13百万円であり、ランプ事業30百万円、製造装置事業77百万円、その他5百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金調達の機動性及び安定性を目的として、取引金融機関5行と総額15億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におきましては、当該契約に基づく融資実行残高はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第42期 2018年3月期	第43期 2019年3月期	第44期 2020年3月期	第45期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売 上 高	23,483	23,090	13,996	8,079
経 常 利 益	2,983	2,371	369	630
親会社株主に帰属する当期純利益	2,164	1,788	575	391
1株当たり当期純利益	119円66銭	98円80銭	31円79銭	21円62銭
純 資 産	11,492	12,634	12,621	13,021
総 資 産	18,463	18,207	14,609	15,040
1株当たり純資産額	635円02銭	698円11銭	697円03銭	718円67銭

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を第43期から適用しており、第42期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
フェニックス電機株式会社	90百万円	100.0%	プロジェクター用ランプ、LEDランプ及び その他ハロゲンランプ等の製造・販売
ナカンテクノ株式会社	490百万円	100.0%	液晶製造配向膜印刷装置等の産業機器の製 造・販売
株式会社ルクス	30百万円	100.0% (100.0%)	各種照明用ランプ及び電気照明器具の販売
株式会社リードテック	20百万円	100.0% (100.0%)	各種製造機械設備の設計、製作及び販売

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合(内数)であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループの中核事業を営むフェニックス電機株式会社及びナカンテクノ株式会社は、自主的経営の下でそれぞれの事業の拡大と採算性の向上を図るとともに、互いの技術力を生かしてシナジー効果を発揮してまいります。

- ① フェニックス電機株式会社
露光装置及び光源製品の拡販、採算性の向上を図るとともに、紫外線・赤外線LEDの特性を生かした新たな光源開発を推し進め、幅広い産業分野へ提案してまいります。
- ② ナカンテクノ株式会社
経営基盤を安定化させるため、既設設備の改造、メンテナンス及び「版」の製造・販売に注力し、インクジェット印刷装置の高精細化開発と同装置の新しい分野への展開(プリンテッドエレクトロニクス)を図るとともに、外部との戦略的提携又はM&Aを進めて新規事業を開拓してまいります。
- ③ 共通課題
フェニックス電機株式会社の光源技術、ナカンテクノ株式会社の装置技術・販売力を合わせ、シナジー効果が発揮できる新規事業を開拓してまいります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、プロジェクター用ランプ、一般照明用ハロゲンランプ及びLEDランプの製造販売を主たる事業とする「ランプ事業」、配向膜用（フレキシ）印刷装置、特殊印刷機、UV露光装置光源ユニット及び検査・計測装置等の製造販売を主たる事業とする「製造装置事業」の2事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

会社名	事業所名	所在地
ヘリオス テクノ ホールディング株式会社	本社	東京都中央区
フェニックス電機株式会社	本社・工場	兵庫県姫路市
	東京営業所	東京都港区
ナカンテクノ株式会社	本社・工場	千葉県佐倉市
	厚木営業所	神奈川県厚木市
株式会社ルクス	本社	兵庫県姫路市
	東京営業所	東京都港区
	大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
株式会社リードテック	本社・工場	福島県いわき市

(注) 当社は2020年12月16日付で本店所在地を「兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地」から「東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号」へ変更しております。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
291名	9名減

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員（パートタイマー・契約社員）、嘱託社員及び派遣社員は含めておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	—	42.7才	2.3年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	121,698千円
株式会社山陰合同銀行	120,032千円
株式会社東邦銀行	94,440千円
株式会社中国銀行	73,302千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 59,400,000株
(2) 発行済株式の総数 22,806,900株 (自己株式4,687,914株を含む)
(3) 株主数 16,006名
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,204,000株	6.64%
加 賀 電 子 株 式 会 社	881,000	4.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	500,300	2.76
竹 中 隆	450,893	2.48
須 々 田 純	398,900	2.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	278,600	1.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	250,300	1.38
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	225,000	1.24
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	223,600	1.23
三井住友信託銀行株式会社	222,000	1.22

(注) 当社は自己株式4,687,914株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

2020年6月23日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬の支給を決議し、2020年7月21日に自己株式の処分により交付しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く。)	11,625株	3名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

(6) その他株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐 藤 良 久	ナカンテクノ株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	秋 葉 泰	当社事業企画開発室室長 ナカンテクノ株式会社取締役管理部部长
取 締 役	田 原 廣 哉	フェニックス電機株式会社代表取締役社長 株式会社ルクス代表取締役社長
取 締 役	有 賀 修 二	
取 締 役	名 倉 啓 太	弁護士 D I C株式会社監査役
取 締 役	木 下 玲 子	アドミラルキャピタル株式会社代表取締役 株式会社D○フィナンシャルサービス代表取締役 東日本信販株式会社代表取締役 株式会社ユニファイナンス代表取締役
常 勤 監 査 役	鬼 塚 達 哉	
監 査 役	上 道 俊 和	フェニックス電機株式会社監査役 株式会社ルクス監査役
監 査 役	四 宮 章 夫	弁護士

- (注) 1. 取締役名倉啓太、取締役木下玲子及び常勤監査役鬼塚達哉の3氏は、2020年6月23日開催の第44期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役家弓康充氏は2020年6月23日開催の第44期定時株主総会終結のときをもって、任期満了により退任いたしました。
3. 取締役林啓之氏は、2020年4月30日をもって辞任により退任いたしました。
4. 取締役有賀修二、取締役名倉啓太及び取締役木下玲子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役上道俊和及び監査役四宮章夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 常勤監査役鬼塚達哉氏は、金融機関や当社グループの取締役の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外監査役上道俊和氏は、上場会社子会社代表取締役及び監査役の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 社外監査役四宮章夫氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 社外取締役有賀修二、社外取締役木下玲子及び社外監査役上道俊和の3氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月24日開催の第39期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役田原廣哉氏、有賀修二氏、名倉啓太氏、木下玲子氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

② 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容は以下のとおりであります。

当該契約の被保険者は、当社及び当社グループの全ての取締役、監査役であり、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金（保険約款に基づく免責事由に該当するものを除く。）を填補することとし、その保険料はそれぞれの会社が全額負担しております。

被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役会にて決議された取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、役位・責任に相応しい適正な水準とし、当社グループの業績および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能し、かつ株主の皆様と価値を共有する内容であることを基本方針としております。

具体的には、取締役（社外取締役を除く。）については、基本報酬及び業績連動報酬からなる金銭報酬、並びに譲渡制限付株式報酬からなる非金銭報酬で構成することとし、社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

金銭報酬は、各取締役の役位・責任に応じた固定額である基本報酬と、会社の収益状況を示す連結営業利益（当連結会計年度は545百万円）を指標とし、当該指標に役位・責任に応じた料率を乗じて算定する業績連動報酬であり、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役会にて審議し決定しております。なお、グループ会社の取締役を兼任し、当社と責任限定契約を締結する取締役の報酬は、兼任先グループ会社の基準による基本報酬と、兼任先グループ会社の連結営業利益を指標にした業績連動報酬であり、兼任先グループ会社より支給しております。

金銭報酬の支給にあたっては、総額を12等分した金額を定時株主総会の翌月から毎月支給しております。

譲渡制限付株式報酬は、株主の皆様との更なる価値共有を企図したものであり、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、支給に関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値で計算した株式数の付与のための金銭債権を支給し、その全額を現物出資財産として払い込みすることで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものであります。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、会社の業績や経営内容、経済情勢等を踏まえ、監査役が参加する取締役会で審議のうえ決定しており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2012年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額2億40百万円（うち社外取締役年額20百万円以内）と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬は、2019年6月21日開催の第43期定時株主総会において、年額30百万円かつ5万株以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2012年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	117,564 (13,911)	68,907 (13,911)	44,575 (-)	4,081 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	27,660 (14,640)	27,660 (14,640)	- (-)	- (-)	4 (2)

(注) 上記には、2020年6月23日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名、2020年4月30日付で辞任により退任した取締役1名の報酬等を含み、基本報酬・業績連動報酬については、グループ会社の取締役を兼務する取締役1名を含んでおりません。

(5) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	有 賀 修 二	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、経営者としての豊富な経験及び幅広い知見から議案・審議等につき適宜発言を行い、当社及び当社グループの経営に資する助言や提言等を含む監督機能を発揮されております。
取 締 役	名 倉 啓 太	2020年6月就任後開催の取締役会7回に対して6回出席し、弁護士として企業法務に精通する専門家としての見地から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜発言を行い、当社及び当社グループの意思決定や業務執行への適切な監督機能を発揮されております。
取 締 役	木 下 玲 子	2020年6月就任後開催の取締役会7回全てに出席し、経営者としての豊富な経験及び金融・投資の専門家としての見地から、議案・審議等につき適宜発言を行い、当社及び当社グループの経営に資する助言や提言等を含む監督機能を発揮されております。
監 査 役	上 道 俊 和	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監 査 役	四 宮 章 夫	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

- ⑤ 社外役員の見解により、決定された事業方針又はその他の事項の変更
該当事項はありません。
- ⑥ 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。
- ⑦ 社外役員報酬等の額

	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
社外役員	28,551	28,551	-	-	5

- ⑧ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額

29,800千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

29,800千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2006年5月12日開催の取締役会において会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し(2009年5月1日開催の取締役会にて一部改定)、その適切な運用に努めております。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

当社グループは、顧客に選ばれる、高性能かつ高品質の「光」をベースにした独自製品の「ものづくり」にこだわり、一芸に秀でた持続的成長性のある研究型企業を追求し、もって株主・従業員・取引先及び地域社会に貢献する開かれた会社の実現を目指します。

当社としてこの使命を達成するためには、

- ① コーポレートガバナンスの確立
- ② 事業活動に関わる法令、定款、企業倫理等の遵守
- ③ リスクに対する的確かつ迅速な対応
- ④ 信頼性のある財務及び事業活動状況の適時適切な情報開示
- ⑤ 業務の有効性及び効率性の確立
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求への毅然とした態度及び、取引関係の排除を経営の基本に据えた「内部統制の仕組み」を構築するとともに継続的にその機能強化に努めます。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、社長を委員長とする「内部統制委員会」において、内部統制システムの構築・維持・向上並びに内部統制に係る重要事案について審議し、取締役会に報告する。
- ② 当社グループは、コンプライアンスに関する規範体系を明確にし、また、取締役及び従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたる心構え、指針と具体的な順守事項を規定した「コンプライアンス規程」に従い行動する。
- ③ 当社統括管理部がコンプライアンスに係る業務を担当し、一定の重要事項の決定について、社内外の専門部署と連携を図り、事前に違法性等を検証する体制をとり、更に徹底した運営を図る。

- ④ 法令違反その他のコンプライアンス違反の未然防止及び早期発見、是正を図るため、「相談・通報制度」に基づき当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。
- ⑤ 会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「取締役会規程」、「監査役会規則」、「インサイダー情報管理規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、各種文書、帳票並びに情報について、適切に作成、保存、管理する。
- ② 電磁的な情報は、ファイアーウォールを施したサーバーに一元的にファイルされ、定期的にデータのバックアップを行う。
- ③ 個人情報の管理については、「個人情報管理規程」に従い統括管理部が主管する。
- ④ 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に従い、不測の事態が発生した場合、損害・影響額を最小限に留める迅速な対応体制を整備する。
- ② 当社及び当社グループは、社長の指示に従い、定期的にリスクの洗い直し及び評価を行い、リスクの回避・軽減・転嫁・保有等の対応策を検討し実施する。
- ③ 当社は、当社グループのリスク管理を担当する部署として、当社統括管理部において、リスクマネジメント推進にかかる課題の抽出と対応策の進捗管理を行い、年2回グループ会社より報告を義務付ける。
- ④ 重要なリスクが発生又はその恐れが生じた場合は、「内部統制委員会」を開催して対応策を検討・審議し、損失の防止及び収益の保全、再発防止等危機管理にあたる。
- ⑤ 内部監査室（グループ会社を含む）が各部門の往査を行うにあたっては、常にリスク管理の視点から監査を行い、リスク管理の徹底を図る。
- ⑥ 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、速やかに対応する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは、取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」、「稟議規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」等を常に見直し、整備し運用する。
- ② 当社グループは、取締役会を定期開催するほか、適宜臨時の取締役会を開催し、活発な意見の交換によって活性化した取締役会を運営して、迅速な経営意思の決定と効率的な業務執行を行う。
- ③ グループ会社においては、社長の諮問機関として、取締役、監査役及び部長をもって構成する「経営会議」の運営を充実し、その審議内容を取締役会に反映して、的確な執行決定を徹底する。また、その報告を義務付ける。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の「コンプライアンス規程」をグループ会社に準用し、当社と一体となったコンプライアンス体制を確立する。
- ② グループ会社にコンプライアンス担当部署を置き、当社統括管理部との連携を密にするとともに、「内部統制委員会」にも関与させて、グループ全体のコンプライアンスの統括・推進の一翼を担わせる。
- ③ グループ会社の経営は、自主性を尊重するが、年度事業計画の策定、月次決算の報告及び重要事案の事前協議を行い、グループ会社の事業内容の的確な把握を行う。
- ④ 当社は、月1回、当社及びグループ会社の取締役が出席するグループ会社が開催する経営会議で、重要な事象が発生した場合に報告を義務付ける。
- ⑤ 当社の相談・通報体制をグループ会社に準用して運用する。
- ⑥ 内部監査室は、グループ各社の内部監査室と連携し、各社の内部監査結果の報告を収集しその結果を当社監査役へ報告する。

(7) 監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等

- ① 現在は、監査役の職務を補助すべき従業員はいないが必要に応じて監査役補助者の任命、解任、人事異動等について、監査役会の同意を得て、取締役会が決定する。なお、監査役補助者は業務執行の業務を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ② 内部監査室（グループ会社を含む）は監査役と共同監査等を行い、監査の効率性及び監査の質の向上を図る。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、法令違反及び会社に損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合のほか、内部監査（グループ会社を含む）の実施状況、コンプライアンスに関する事項については、すみやかに監査役に報告することを徹底する。
- ② 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて業務の執行状況を把握するために諸会議（グループ会社を含む）に出席するほか、稟議書、契約書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役その他から説明を求める。
- ③ 監査役及び監査役会が、法令及び監査役監査基準に従って、業務及び財産の状況に関して報告を求めた場合は、遅滞なくその内容を報告するほか、社内通報を含め、監査役への適切な報告体制を確保する。
- ④ 監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けないこととし、適正に対応する。

(9) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役職務執行上必要と認められる費用については予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- ② 緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

(10) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
- ② 会計監査人から会計監査の結果について報告を受けるなど連携を密にすることに取締役が協力する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」また、日本経団連がまとめた「企業行動憲章」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、各関連規程の充実及び周知徹底を図り当社及びグループ会社の啓発に努める。
- ② 当社統括管理部を対応部署とするが、同部門に一任せず会社全体で対応することとしている。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システム構築のための基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等への適合性を確保する体制を整備し運用する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が2015年5月1日に施行されたことを踏まえ、2015年6月24日開催の取締役会において内部統制システムに関する基本方針の一部を改定し、コンプライアンス規程等の各種規則の継続的な整備、運用を行っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[12,291,943]	【流動負債】	[1,769,297]
現金及び預金	6,453,163	支払手形及び買掛金	462,501
受取手形及び売掛金	2,814,195	電子記録債務	73,254
電子記録債権	286,765	短期借入金	130,000
商品及び製品	264,410	1年内返済予定の長期借入金	113,416
仕掛品	1,507,938	未払法人税等	207,776
原材料及び貯蔵品	824,499	賞与引当金	151,071
前渡金	38,406	製品保証引当金	12,245
その他	102,711	前受金	146,197
貸倒引当金	△149	工事損失引当金	1,280
【固定資産】	[2,748,830]	その他	471,554
(有形固定資産)	(2,050,283)	【固定負債】	[249,959]
建物及び構築物	775,290	長期借入金	187,566
機械装置及び運搬具	439,732	繰延税金負債	24,598
土地	722,733	長期未払金	34,194
建設仮勘定	38,619	その他	3,600
その他	73,907	負債合計	2,019,256
(無形固定資産)	(20,529)	純資産の部	
その他	20,529	【株主資本】	[12,805,027]
(投資その他の資産)	(678,017)	資本金	2,133,177
投資有価証券	534,590	資本剰余金	2,568,397
繰延税金資産	111,378	利益剰余金	9,277,183
その他	76,469	自己株式	△1,173,730
貸倒引当金	△44,421	【その他の包括利益累計額】	[216,489]
		その他有価証券評価差額金	216,489
		純資産合計	13,021,516
資産合計	15,040,773	負債及び純資産合計	15,040,773

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,079,675
売上原価	5,351,665
売上総利益	2,728,010
販売費及び一般管理費	2,182,220
営業利益	545,790
営業外収益	
受取利息	1,987
受取配当金	15,508
助成金収入	65,488
雑収入	18,151
	101,136
営業外費用	
支払利息	4,547
為替差損	9,833
シンジケートローン手数料	2,174
雑損	127
	16,682
経常利益	630,243
特別利益	
固定資産売却益	318
特別損失	
新型コロナウイルス感染症による損失	72,110
固定資産除却損	3,515
	75,626
税金等調整前当期純利益	554,935
法人税、住民税及び事業税	234,440
法人税等調整額	△71,249
当期純利益	391,744
親会社株主に帰属する当期純利益	391,744

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日残高	2,133,177	2,567,357	8,994,084	△1,176,606	12,518,013
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△108,645	-	△108,645
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	391,744	-	391,744
自己株式の処分	-	1,039	-	2,875	3,915
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	1,039	283,099	2,875	287,014
2021年3月31日残高	2,133,177	2,568,397	9,277,183	△1,173,730	12,805,027

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2020年4月1日残高	103,494	103,494	12,621,507
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△108,645
親会社株主に帰属する当期純利益			391,744
自己株式の処分			3,915
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	112,995	112,995	112,995
連結会計年度中の変動額合計	112,995	112,995	400,009
2021年3月31日残高	216,489	216,489	13,021,516

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[5,149,757]	【流動負債】	[283,658]
現金及び預金	4,488,431	1年内返済予定の長期借入金	100,072
短期貸付金	450,000	未払金	21,282
未収入金	204,784	未払費用	2,157
その他	6,541	未払法人税等	152,069
		未払消費税等	275
【固定資産】	[2,930,804]	預り金	4,816
(有形固定資産)	(800,138)	賞与引当金	2,985
建物	236,329	【固定負債】	[251,833]
構築物	5,930	長期借入金	106,470
工具器具及び備品	9,735	長期未払金	21,114
土地	548,142	繰延税金負債	124,249
(無形固定資産)	(7,673)	負債合計	535,491
ソフトウェア	7,673	純資産の部	
(投資その他の資産)	(2,122,991)	【株主資本】	[7,328,580]
投資有価証券	534,590	資本金	2,133,177
関係会社株式	1,578,689	資本剰余金	2,568,397
出資金	200	資本準備金	2,563,867
その他	9,511	その他資本剰余金	4,530
		利益剰余金	3,800,736
		利益準備金	14,025
		その他利益剰余金	3,786,711
		繰越利益剰余金	3,786,711
		自己株式	△1,173,730
		【評価・換算差額等】	[216,489]
		その他有価証券評価差額金	216,489
資産合計	8,080,561	純資産合計	7,545,069
		負債及び純資産合計	8,080,561

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	362,477
営業費用	394,584
営業損失	32,107
営業外収益	
受取利息	14,703
受取配当金	92,886
受取賃貸料	46,614
雑収入	7,095
161,299	
営業外費用	
支払利息	1,523
賃貸収入原価	39,245
シンジケートローン手数料	2,174
42,944	
経常利益	86,247
特別損失	
固定資産除却損	2,244
2,244	
税引前当期純利益	84,003
法人税、住民税及び事業税	1,647
法人税等調整額	6,089
7,737	
当期純利益	76,266

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計
2020年4月1日残高	2,133,177	2,563,867	3,490	2,567,357	14,025	3,819,090	3,833,115
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△108,645	△108,645
当期純利益	-	-	-	-	-	76,266	76,266
自己株式の処分	-	-	1,039	1,039	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	1,039	1,039	-	△32,378	△32,378
2021年3月31日残高	2,133,177	2,563,867	4,530	2,568,397	14,025	3,786,711	3,800,736

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日残高	△1,176,606	7,357,044	103,494	103,494	7,460,538
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	△108,645			△108,645
当期純利益	-	76,266			76,266
自己株式の処分	2,875	3,915			3,915
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			112,995	112,995	112,995
事業年度中の変動額合計	2,875	△28,463	112,995	112,995	84,531
2021年3月31日残高	△1,173,730	7,328,580	216,489	216,489	7,545,069

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年の3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
単元株式数	100株
基準日	3月31日
定時株主総会 期末配当	3月31日
中間配当	9月30日
株主名簿管理人 および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
インターネット ホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

- ・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・未払配当金の支払について
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。